

## 鳥取県農山村ボランティア受入申込事務処理要領

制 定 平成 27 年 3 月 30 日付第 201400204944 号鳥取県農地・水保全課長通知  
最終改正 令和 7 年 1 月 21 日付第 202400254360 号通知

### (目的)

第 1 この要領は、中山間地域において農地、農業用施設等の保全管理や地域の特性を活かした農産物の生産、加工品づくり等が困難な集落等に外部からの労力補完を行うとともに、交流による農村活力の増進を図るために行う農山村ボランティアの派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 農山村ボランティアとっとり 農山村資源保全活動推進事業における農山村ボランティア事務局を通じて派遣され、社会貢献活動として本県の地域資源保全等を支援する者をいう。
- (2) 受入れ地域・集落 とっとり農山村資源保全活動推進事業において、農山村ボランティアの受入れを行う地域や集落、農業者が組織する団体等をいう。

### (受入農家)

第 3 受入れ農家は、農山村ボランティアの派遣を希望する場合は、原則派遣希望日の 2 週間前までに、農山村ボランティア受入申込書（第 1 号様式、以下「受入申込書」という。）を受入れ地域・集落等が存する農山村ボランティア事務局業務受託者（以下「事務局受託者」という。）を通じて市町村長に提出しなければならない。

- 2 事務局受託者は、前項の規定による受入申込みがあった場合は必要に応じて調整を行った上で、農林水産部農業振興局農地・水保全課長（以下「農地・水保全課長」という。）へ、受入申込書の写しを PDF ファイル等の電子データにより速やかに送付し、農山村ボランティアが円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 市町村長、農地・水保全課長及び事務局受託者は前項の規定による農山村ボランティア受入に係る調整を協力し行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 月 21 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。